

# 自然豊かな海岸づくりの推進

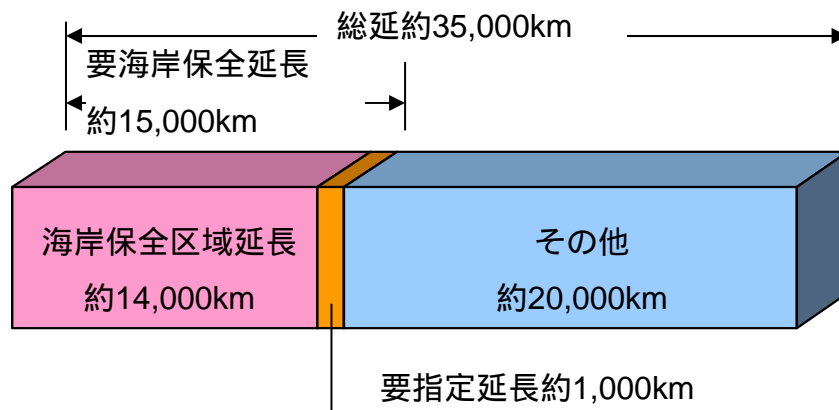
平成19年5月29日

農林水産省 農村振興局  
水産庁  
国土交通省 河川局  
港湾局

## 1. 日本の海岸の概況とその特質

- ・ 日本の海岸線はおよそ35,000kmと極めて長大であり、そのうち保全すべき海岸線の延長はおよそ15,000kmである。
- ・ 臨海部に人口・資産や経済活動が集中しており、一旦海岸災害が発生したときの影響は大きい。そのため、高潮・津波・侵食等の災害に対する継続的でねばり強い対策が不可欠である。
- ・ 海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している。

### 海岸線の概況

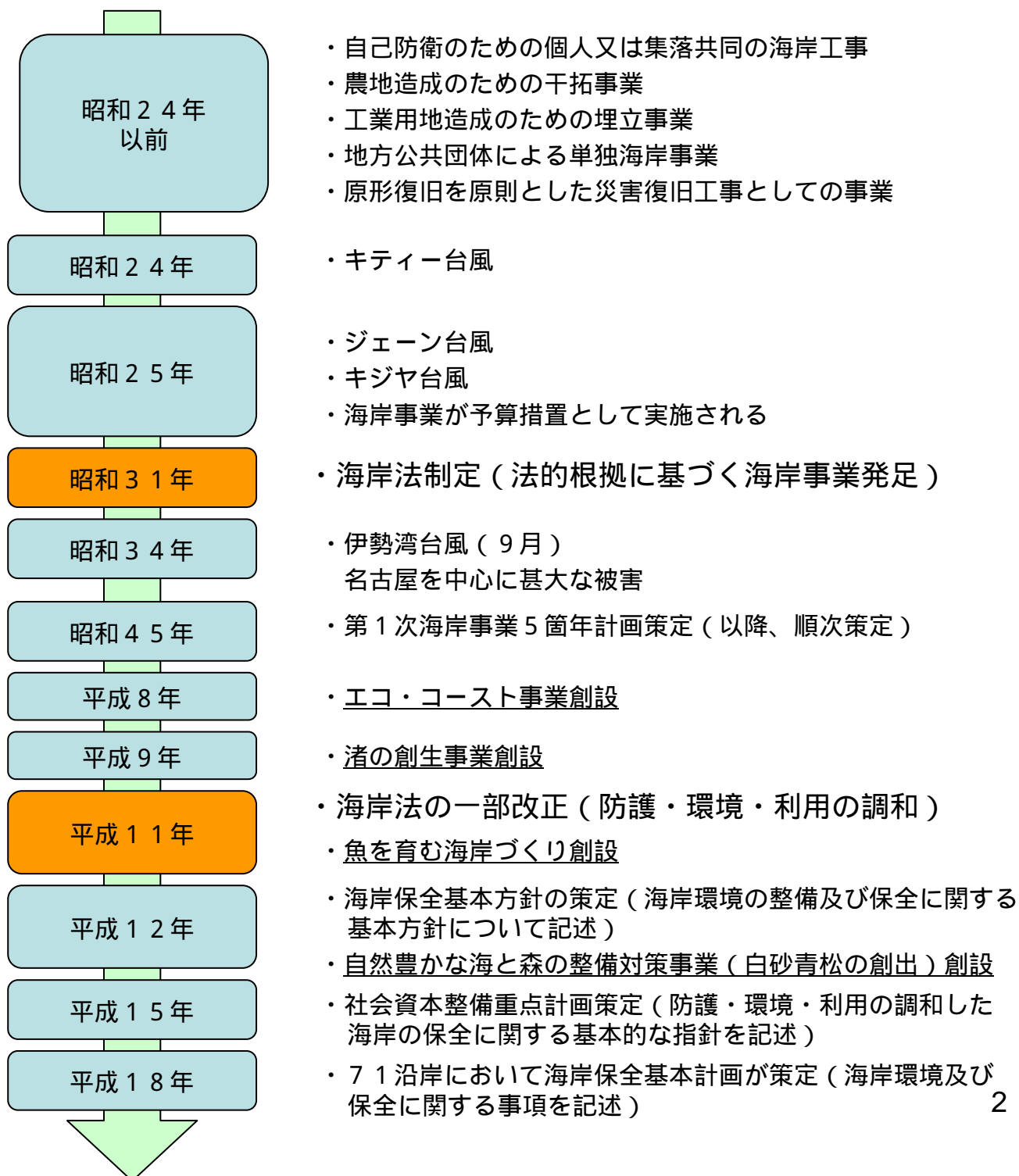


多様な生物の生息・生育の場  
となる海岸



## 2. 海岸事業の変遷と生態系の保全

・ 戦後、相次ぐ台風による被害からの海岸の防護を目的として、昭和31年に海岸法が制定され、以後海岸省庁(農林水産省・国土交通省)において着実に整備を進めてきている。



### 3. 生物多様性の取組

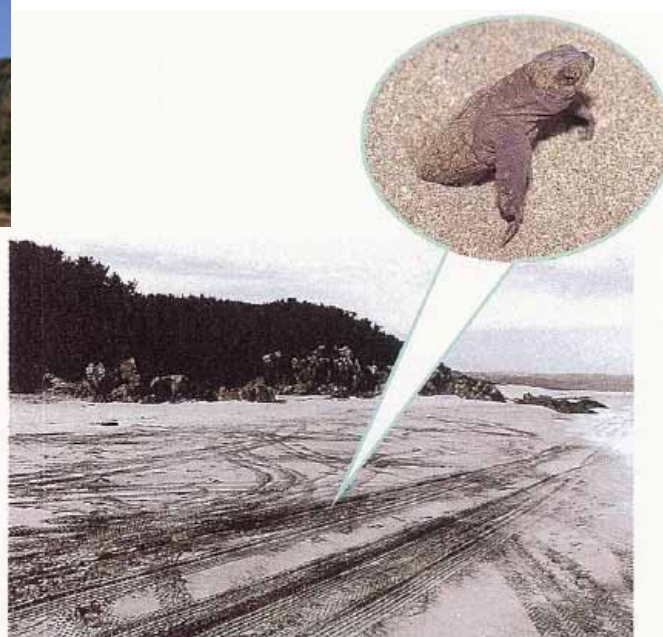
#### 環境・利用のための管理面の強化

海岸の保全上支障となる行為の禁止(海岸法第8条の2、37条の6)  
指定区域等において、みだりに行う一定の行為の禁止

- ・海岸の汚損、海岸保全施設の損傷
- ・自動車の乗り入れ、船舶の放置等

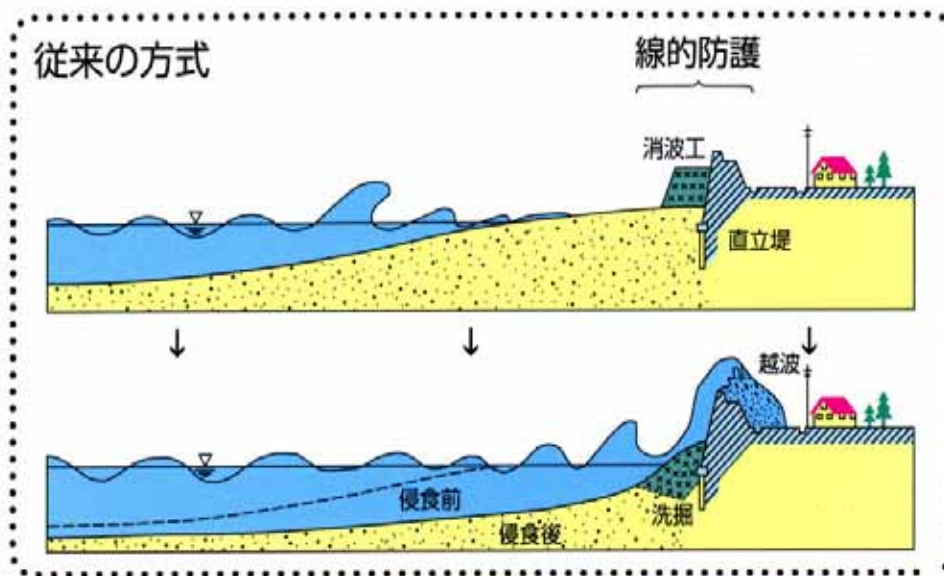
#### 【愛知県遠州灘沿岸】

愛知県渥美半島の太平洋側海岸は、アカウミガメの産卵地であり、また、海浜植物の植生地でもある。近年、オフロード車等の無秩序な乗り入れなどがなされることから、砂浜の自然環境条件を保全するため、砂浜への自動車等の乗り入れを規制することとした。



## 防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備

災害に対してねばり強く、また施設の耐久性にも優れると同時に、環境や利用においても優れた「面的防護方式」の導入を進めている。



### 最近の方式

施設の耐久性を高め、侵食対策も含めた質の高い海岸保全を図るとともに、海浜の利用や景観を高める。

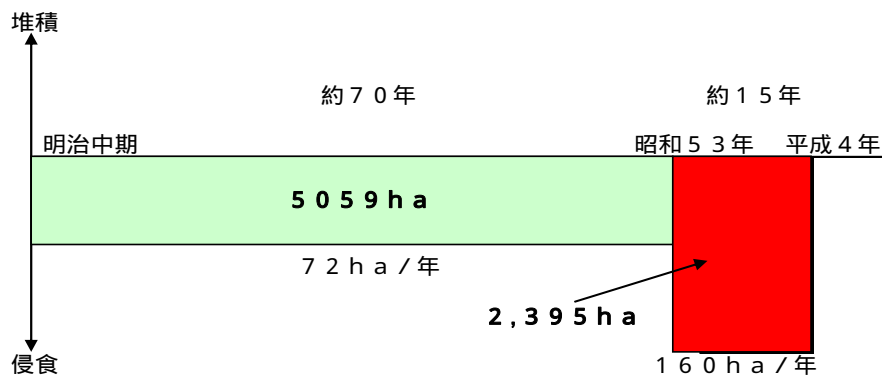


面的防護

## 多様な生物の生息・生育の場となる砂浜の保全

砂浜は、白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素であるとともに、ふれあいの場、海水の浄化の場としても重要な役割を有しており、多様な生物の生息・生育の場である。

侵食対策等により、養浜、離岸堤、突堤、ヘッドランド等の整備を進め、砂浜の保全・回復に努めている。



侵食により年間160haもの砂浜が失われており、砂浜の保全と回復が必要。



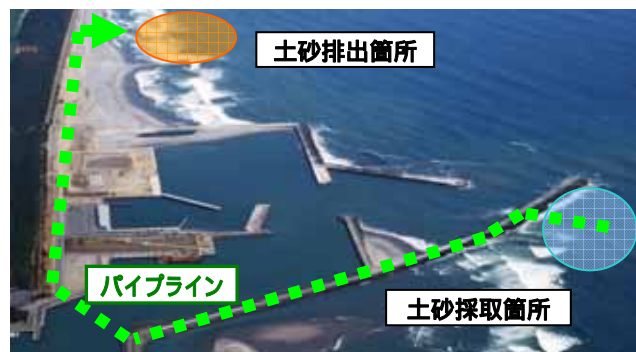
離岸堤



サンドリサイクル



ヘッドランド



サンドバイパス

#### 4. 生物多様性に配慮した事業制度について

海岸事業及び他事業等の連携により、効率的・効果的な海岸整備や環境や利用にも配慮した海岸整備を進めている。

##### (1) エコ・コースト事業 (H8～)

ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業

##### 【事例：東播海岸（兵庫県明石市）】

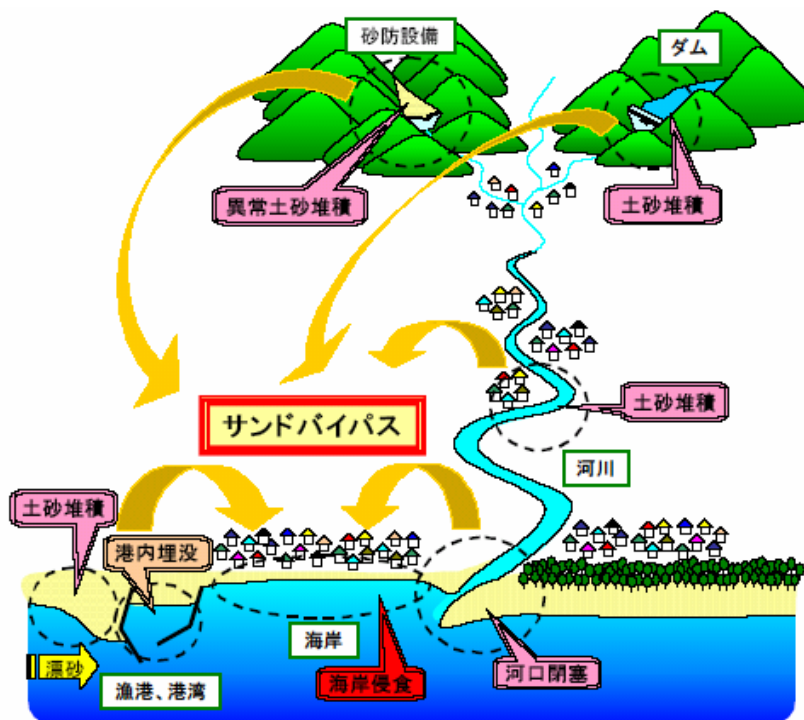
昭和57年度から砂浜の整備を始め、昭和61年度以降アカウミガメが産卵に訪れるようになった。



(2) 渚の創生事業 (H9~)

河口、河道、ダムに堆積している土砂、砂防設備に異常に堆積している土砂、漁港、港湾の堆積土砂や海岸に堆積している土砂等を侵食が進んでいる海岸へ流用する(サンドバイパス)ことにより、美しい砂浜を復元するとともに、経済的、効果的な海岸侵食対策を実施

【サンドバイパスの概念図】



【事例：天橋立 宮津港海岸（京都府）】

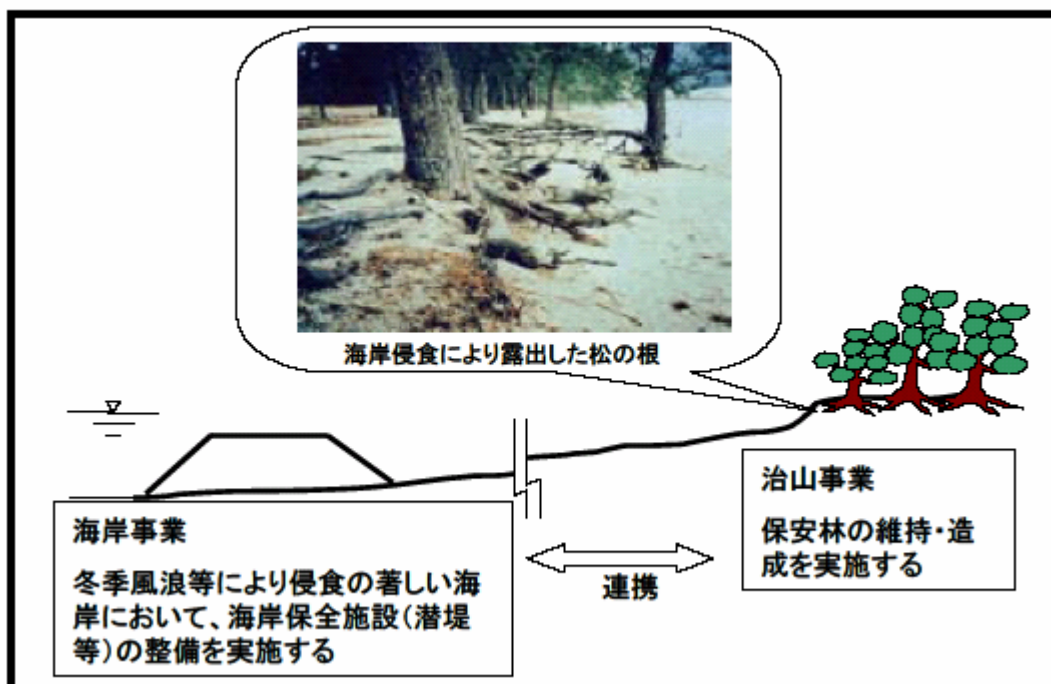




(3) 自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）（H12～）

海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防災林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う。

(整備前)



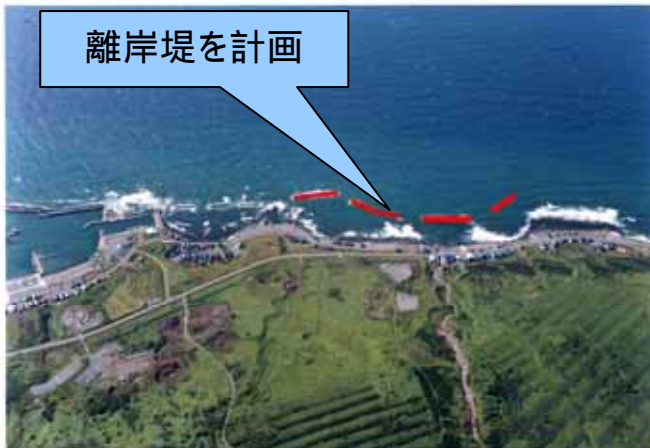
【事例：気比の松原 敦賀港海岸（福井県）】

#### (4) 魚を育む海岸づくり (H11~)

水産基盤整備事業と海岸事業が一体的に実施されることにより効率的な事業実施が図られる海岸において、両事業の連携により藻場・干潟等の造成、海岸の防護等を行うことにより、投資の効率化を図り、事業の効果を早期に発現させ、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大、海岸の防護による国土の保全に資する。

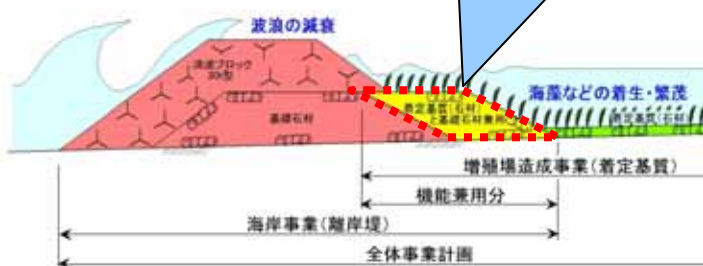
#### 【整備前】

台風、低気圧等の越波による被害が著しいため、離岸堤の設置を計画



#### 【整備後】

藻場機能の付加



特産の利尻昆布が  
離岸堤背後の  
着定基質に繁茂



## 5. 今後の生物多様性の確保に向けた取り組み方針

防護、環境、利用の調和のとれた海岸の形成を図りつつ、海岸保全基本方針における生物多様性の確保に関する方針に沿った取り組みを、引き続き行う。

### 【海岸保全基本方針における生物多様性の確保に関する記述の例】

- ・ 自然と共生する海岸の保全と整備を図る。
- ・ 海岸保全施設等の整備は、海岸環境の保全に十分配慮するとともに、良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜等を整備する。
- ・ 多様な生物の生息・生育の場ともなっている砂浜の保全と回復を主体とした整備をより一層推進する。
- ・ 離岸堤、潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となりうることから、自然環境に配慮した整備を進める。
- ・ 海岸における美化については、地域住民やボランティアの協力を得ながら進めていく。